# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年6月6日現在

研究種目:若手研究(スタートアップ)

研究期間:2007~2008 課題番号:19800057 研究課題名(和文)

1960-70 年代の日本における専任司書教諭の配置に関する研究

研究課題名 (英文)

A study of placement of full-time teacher librarian in Japan from 1960s to 1970s 研究代表者

安藤 友張 (ANDO TOMOHARU) 九州国際大学・経済学部・准教授

研究者番号: 20435118

#### 研究成果の概要:

本研究では、1960 年代から 70 年代にかけて、日本の公立学校に専任司書教諭を配置した 3 つの地方自治体、すなわち、高知県、東京都、沖縄県(占領期)の配置施策事例を検討した。研究方法としては、文献調査のみならず、当時の学校図書館関係者(専任司書教諭や学校司書など)に対するインタビュー調査も実施した。

当時の各地方自治体の専任司書教諭配置施策は、その特徴において多様性が見られた。同時に、高知県の公立小学校・中学校を除くと、専任司書教諭と学校司書の二職種併置という共通点があった。また、教育実践面では、占領期沖縄の学校図書館において「朝の読書活動」の取り組みが生まれた。しかし、当時の文部省は、地方自治体独自の配置施策に対して積極的評価をしなかった。また、同施策は教員集団における「同僚性」の形成をする阻害するという一面もみられた。

## 交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	670, 000	0	670,000
2008 年度	660, 000	198, 000	858, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 330, 000	198, 000	1, 528, 000

研究分野: 図書館情報学

科研費の分科・細目:情報図書館学・人文社会科学

キーワード:司書教諭、学校図書館、学校図書館法、学校司書

#### 1. 研究開始当初の背景

1953 年 8 月, 学校図書館の基本法であると同時に, 教育振興に関する法律としての性格をもった学校図書館法(昭和 28 (1953) 年 8 月 8 日 法律第 185 号) は議員立法によって成立した。単独法としての学校図書館法は当時の諸外国から注目された。爾来, 60 年近くの歳月が過ぎた。

1997 年の同法改正によって,12 学級以上の学校における必置職種として司書教諭は位置付くことになったが,加配措置を伴わない兼任司書教諭の配置が現在の日本の学校図書館において多数を占めている。同法改正後も,斯界では法的根拠をもつ学校図書館職員である司書教諭の専任化の必要性が指摘されている。しかしながら,一方で専任司書教諭を配置することに対する疑問も出されており,学校図書館関係者の間で十分な合意形成がなされているとは言い難い側面がある。

戦後日本における学校図書館法の成立過程を振り返ってみると、当初の法案は任用資格制ではなく免許制の司書教諭制度の樹立をめざしていた。つまり、学校図書館協議会(官制の文部大臣諮問機関)による学校図書館基準において、専任司書教諭の配置を謳っていたことからもわかるように、学級数の多い大規模校において専任司書教諭の配置を想定していたのが当初の学校図書館法の立法者意思であったといえる。それが当時の大蔵省や文部省が懸念した財政上の問題、すなわち専任司書教諭配置にともなう教員定数増に対応できる、国による予算措置ができなかったことが起因して、学級数の多寡を問わず、任用資格制の充て職の司書教諭に変容し、

今日に至っている。

## 2. 研究の目的

本研究では、1960年代から1970年代にかけて、日本における3つの地域(地方自治体)において、公立学校に専任司書教諭を配置した歴史的な施策事例をとりあげた。それは、国(当時の文部省)による全国一律の学校図書館施策ではなく、都道府県レベルの地方自治体独自の施策である。その3つの地域とは、高知県、東京都、沖縄県(米国占領期)である。それらの施策事例の実際(経緯、背景、意義、問題点など)をあきらかにする。1960年代は、日本の学校図書館発展へ向けての基盤形成の時期である。1970年代は、学校図書館法改正運動が隆盛する時期である。

筆者は以上のような認識に基づきながら, 戦後日本における学校図書館職員問題・学校 図書館行政の歴史を「専任司書教諭の配置施 策」という分析視点で捉えなおす試みを行う。

先行研究をみてみると、これらの4つの配置施策の歴史的事例を相対化しながら、総括し、比較考察を試みた総合的研究は存在していない。比較考察することによって、各々の施策事例の特徴がより明確に浮き彫りとなると考えた。本研究をすすめるにあたっては、先行研究において使用されなかった資料も活用した。個別具体的事例から、学校図書館法成立後、1960年代から70年代にかけて、地方自治体独自の専任司書教諭配置施策の意義と限界をあきらかにする。

# 3. 研究の方法

学校図書館行政における中央(当時の文部 省)と地方(教育委員会)との関係を見据え たうえで,行政と教育実践の視点で考察する。 考察をすすめるにあたっては、学校図書館史 関連資料のみならず、当時の文部省、地方自 治体の教育委員会が発行した学校図書館行 政資料なども分析対象とした。加えて、当時 の当該地方自治体における専任司書教諭配 置施策を知る学校図書館関係者に対するイ ンタビュー調査も実施した。

# 4. 研究成果

# (1) 専任司書教諭配置施策の意義

当該施策は, 学校図書館を活用した教育実 践や読書指導の活性化に寄与したという点 が指摘できる。占領期沖縄における「朝の読 書」の取り組みに象徴されるように, 当該施 策の実施過程における副次的所産であるが, 戦後日本における学校図書館史にとって画 期的な教育実践を生み出す契機となった。東 京都の場合でも,専任司書教諭を中心とした メンバーで構成されていた東京都高等学校 図書館研究会の編集による著作『学び方の技 術:高校生の図書館利用法』(日本書院, 1978 年,286p),専任司書教諭であった稲垣信子 による著作『理想の学校図書館』(筑摩書房, 1995 年, 201p) の刊行などにみられるように すぐれた教育実践の成果が生まれた。 さらに、 東京都立高等学校の専任司書教諭施策の影 響を受けて、都内の私立高等学校では専任司 書教諭を配置するケースが一般的となった のである。

### (2) 専任司書教諭配置施策の問題点

東京都の場合,3つの施策事例の中で,最も完成度が高いと考えられる。専任司書教諭を公募採用(試験の実施)したという点や当該地方自治体における専任司書教諭配置数という点から,それがいえよう。東京都の施策事例では,「専任司書教諭の制度化」が実現したという解釈もできる。しかし,施策の効果が顕在化する以前に,当初予期されなかっ

た問題点が表出し、学校図書館関係者の期待 に反する結果となった。東京都の事例では、 学校図書館の専門職として認知される以前 に、教員という専門職として同僚教員などか ら認知されなかったという問題点があった。

学校は、司書教諭をはじめ、養護教諭など、 多様なスタッフで構成されている専門職の 共同体である。そこでは、その構成員らが、 専門職として対等な成員関係を構築してい る。これが教員社会における「同僚性」であ る。教員同士が自律性を確保し、切磋琢磨し ながら、協同関係の中で教育実践を行うのが 教員社会における「同僚性」の具現化である。 専任司書教諭の配置施策, とくに東京都の施 策事例では、専任司書教諭が学校図書館の専 門職として認知される以前に, 教員という専 門職として認知されなかったという問題点 を生み出した。専任司書教諭配置施策は、教 員社会における「同僚性」の構築に対する阻 害要因となってしまったのである。ただし, 高知県や沖縄県ではこのような問題点は顕 在化しなかったと考えられる。しかし、沖縄 県の施策の場合、司書教諭資格の欠格という 問題点をはらんでいた。専任司書教諭配置施 策を実施した文教局の島元は, 同施策に関し て, 施策開始後, 間もなく成立した学校図書 館法を見据えながら,「学校図書館法を先取 りした文教行政」という位置づけをしている。 しかし、学校図書館法に謳われた司書教諭資 格を有していない教員にも発令がなされた ので, 無資格の教員に関しては, 専任司書教 諭というよりも、加配措置をした図書館専従 の係教諭(校務分掌)というべきであろう。

専任司書教諭の校内における権限と地位 をみてみると、高知県と沖縄県では、専任司 書教諭は図書館主任でもあり、学校図書館の 責任者という位置づけであった。しかし、東 京都の場合、必ずしも専任司書教諭が図書館

主任になっておらず、学校図書館の責任者と いう位置づけではなかった。とくに、東京都 の場合, 当時は若い年齢層の教員がなってい たので, 多くの場合, 主任に相当する管理監 督職に就けなかったのである。「専任司書教 諭は自律性をもった専門職である」という観 点から考えると、「図書館主任=専任司書教 諭」, すなわち同一人物でなければならない という必要条件がもとめられる。

専任司書教諭配置施策の実際は、高知県の 小学校・中学校を除いて、専任司書教諭の複 数配置(1校2名以上の専任司書教諭配置) ではなく, 専任司書教諭と学校司書(公費あ るいは私費雇用) の二職種併置が中心であっ た。東京都教育庁指導主事で、専任司書教諭 配置施策に尽力した金沢孝は、同施策が開始 される前年の1959年の時点において、「図書 館事務職員(学校司書)のいる場合、司書に 任せきりにしまうと管理だけはいいが、図書 館の教育活動は低下してしまいます。図書館 主任と司書との,人間的な,しっくりした協 力体制は,図書館運営上,一ばん大事なこと の一つです」と公言した。このように一職種 配置では、学校図書館を正常に運営できない ということが認知されていたという事実も 存在した。

しかし、学校図書館の専門職としての専任 司書教諭と学校司書という近接職種の配置 (二職種併置) が適切であったどうかについ ては議論の余地がある。当時も現在も、学校 図書館法では、司書教諭と近接職種(例 学 校司書、教科教諭、スクールカウンセラーな ど)との連携・協働についての根拠規定がな い。ひるがえって、養護教諭の場合、学校保 健安全法 (昭和 33 年 (1958 年) 4 月 10 日 法 律第56号)の第9条で「養護教諭その他の 職員は、相互に連携して、(中略) 当該児童 生徒等に対して必要な指導を行う」と謳われ

ている。近接職種の連携・協働に関する法的 根拠の欠如が、司書教諭と学校司書を排他的 な関係をもたらす可能性がある。 さらに、専 任司書教諭の複数配置(一職種配置)という 選択肢も残されている。

当該地方自治体における専任司書教諭配 置施策において、職務内容が重複する両者の 職務分担については、明文化された明確な規 程や指針は存在していなかった。

東京都の場合,専任司書教諭配置施策は, その施策形成の過程において、学校司書の雇 用公費化運動に応えるための代替策という 側面があった。公費化運動を実施した学校図 書館関係者にとっては、学校司書の雇用公費 化の実施・促進の代わりに専任司書教諭配置 という選択肢を選び、優先させた。それが、 学校司書の雇用公費化の実現を大きく後退 させることになったのである。

同都教育庁は, 専任司書教諭には授業を持 たせないという通達を出した。専任司書教諭 が学校図書館業務に専念できるようするた めの条件整備であった。これは他の地方自治 体には見られなかった点である。しかし、こ の背景には,「私費雇用であった事務職員に 授業を受け持たせるのは問題である」という 見方が背景に存在した。また, 東京都の場合, 専任司書教諭の人事は公募(採用試験)であ り、校長の単独意思決定に基づく任命制では なかった。一方,高知県・沖縄県の場合、校 長による任命制であったので、発令を受ける 本人の意志や希望が十分に尊重されている とは言い難い。たとえ有能な教員であっても、 発令を受けた者が学校図書館業務に熱意を 示すとは限らない。これは学校図書館業務に 対する担当者の士気に影響する問題である。

ひるがえって, 国の教育政策の面からみる と, 1961 年に高校標準定数法が成立したさい, 当時の文部省の内藤誉三郎初等中等教育局

長は、衆議院文教委員会(1961年10月19日) における鈴木義男委員の質問に対して、同 法によって増加した教員定数の枠内で、司書 教諭の発令をしてよいと回答した。しかし、 その司書教諭が専任司書教諭であるかどう かに関しては明言をしていなかったのであ る。

地方自治体における専任司書教諭の配置 施策は、学校図書館法に忠実に則ったもので はないというのが当時の文部省の解釈であったといえる。よって、当時の文部省は、こ のような施策を積極的に推進するという立 場ではなかった。事実、東京都が専任司書教 諭の配置施策を実施しようとしたさい、学校 図書館法の運用にあたって、当時の文部省の 了承を得ようしたさい、同省窓口の担当官は 渋い顔をしたといわれる。また、当時の文部 省の学校図書館行政担当官の井沢純(深川恒 喜の後任)は、自身が愛知県の専任司書教諭 であったときの経験をふまえて、地方自治体 における専任司書教諭配置施策について積 極的に推進する立場ではなかった。

旧文部省による指導助言行政は、法的拘束 力をもたない、つまり行政指導を受ける都道 府県教育委員会側の裁量に委ねられている というのが戦後日本における文部行政の出 発点であった。当時の学校図書館行政の場合 も、都道府県教育委員会の学校図書館担当の 指導主事による施策立案がやり易い反面、行 政担当者の恣意性(例. 士気や熱意)に大き く左右される。また、先述したように学校図 書館のみならず、特定教科の担当(例 国語 科)もやりながら、兼任の指導主事であった のが一般的であった。そのため、地方自治体 における学校図書館行政が空洞化していた という側面も指摘できる。

(3) 戦後日本の学校図書館史における専任 司書教諭配置施策の歴史的位置づけ

専任司書教諭配置施策の場合,法的拘束力をもたない学校図書館基準では専任司書教諭の配置を規定しているが、学校図書館法の本則では謳われていない。また、教員の加配措置を伴う専任司書教諭配置施策は教育財政を制約する。先述した占領期沖縄の施策事例のように、財源確保が不可欠な事務作業となる。さらに、地方自治体の教育政策における優先順位づけや意思決定(施策の選択)の過程において、学校図書館専門職員の配置施策を実現可能とするためには、学校図書館をとりまく様々なステークホルダー(首長など)の支持を得ることがもとめられる。

高度経済成長期の日本において, 東京都や のように財政的に豊かな地方自治体のみな らず、そうではない自治体(高知県)や米国 占領下の沖縄でも専任司書教諭の配置施策 が行われた。占領終了後,戦後新教育の見直 しが始まり、いわゆる「逆コース」の政策が 当時の教育界でも始まった。当時の時代背景 は学校図書館に対してマイナスの影響を与 えた。系統学習の台頭などにみられるように, 学校図書館の活用する授業は後退し、さらに、 1960 年代以降の能力主義教育や受験戦争の 激化という、学校図書館をとりまく教育環境 の大きな変化が専任司書教諭配置施策の廃 止・縮小をもたらした外的要因といえる。受 験指導一辺倒になりがちな高等学校の現場 では, 学校図書館が, 「学校の教育課程の展 開に寄与する」(学校図書館法 第3条)よ うに、日々の授業を実践することは決して容 易ではない。その証左として、東京都のよう に、高等学校(とくに進学校)に専任司書教 諭を配置した施策は長期的に継続できなか ったのである。

当時の日本の多くの学校図書館の実態から鑑みると,本稿で取り上げた専任司書教諭 配置の施策は先進的な側面は一部みられた ものの,非常に突出した学校図書館行政の施 策であったといえる。換言すれば,学校図書 館法が成文法として十分に機能していかな った状況では,無理を伴う施策だったのであ る。

1960 年から 70 年代までの地方自治体における専任司書教諭配置施策は, 1980 年代以降も継続する長期的な場合もあったが, 司書教諭の専門職制度を確立するに至らず, 限定的で, かつ時限的な施策の域を出なかった。地方自治体独自の専任司書教諭配置施策について, 当時の文部省は政策的含意を認めておらず, これを積極的に推進する姿勢を示さなかったのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ・<u>安藤友張</u>「1960 年代の東京都における専任司書教諭制度」『九州国際大学 教養研究』 第14巻,第1号,2007年,p.1-19.(査読無)
- ・<u>安藤友張</u>「専任司書教諭の制度化をめぐる 諸問題:政策・施策面を中心に」『図書館 雑誌』第105巻,第5号,2008年,p. 293-295.(査読有)
- ・<u>安藤友張</u>「占領期沖縄における学校図書館 法成立とその背景」『九州国際大学 教養 研究』第15巻,第3号,2009年,p.1-34. (査読無)

# [図書] (計2件)

- · <u>安藤友張</u> (分担執筆)「専任司書教諭制度」 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 『図書館情報学用語辞典 第三版』2007年, 丸善, p. 135.
- ・<u>安藤友張</u>(分担執筆)「第3章 学校図書館の歴史と課題 第2節 日本の学校図書館の歴史」山本順一編『学校図書館経営と学校図書館 第二版』2008年,学文社,p. 42-50.

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

安藤 友張 (ANDO TOMOHARU) 九州国際大学・経済学部・准教授 研究者番号:20435118

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3) 連携研究者

)

研究者番号: